

区	分	改正前	改正後
管理職手当の支給を受ける者以外の者		一〇〇分の一〇	一〇〇分の六
管理職手当の支給を受ける者		一〇〇分の八以内	一〇〇分の四以内

(二) 支給対象職員の範囲を、夜間において授業を行う定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長、教員及び実習助手に限ることとした。

4 農林漁業普及指導手当の廃止

農林漁業普及指導手当を廃止した。

5 その他

この条例の施行に関し必要な経過措置を定めた。

三 施行期日

平成十九年四月一日

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(人事室)改正の理由

一 社会情勢の変化等を考慮して、ダム管理事務所職員の特殊勤務手当を廃止するとともに、職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当の支給割合の範囲を改定するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当の改定	職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当の支給割合の範囲を次のとおり改定した。
改正前	改正後
一〇〇分の一〇に相当する額以内	一〇〇分の六に相当する額以内

2 ダム管理事務所職員の特殊勤務手当の廃止

ダム管理事務所職員の特殊勤務手当を廃止した。

3 農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当の改定

農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当の支給割合の範囲を次のとおり改定した。

改正前	改正後
一〇〇分の一〇に相当する額以内	一〇〇分の六に相当する額以内

4 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の改定

教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給額を次のとおり改定した。

手当を支給する業務	改正前	改正後
手当て		
修学旅行等の引率指導業務で泊を伴うもの	一日、七〇〇円	一日、一、一〇〇〇円
対外運動競技等の引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	一日、七〇〇円	一日、一、一〇〇〇円
部活動指導業務で週休日等に行うもの	一日、一、二〇〇円	一日、一、五〇〇円

三 施行期日

平成十九年四月一日

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(教育委員会)改正の理由

一 社会情勢の変化等を考慮して、市町立学校職員のへき地手当の支給割合等を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 夜間学級担当手当の改定	夜間学級担当手当の支給割合及び支給割合の範囲を次のとおり改定した。	
改正前	改正後	
管理職手当の支給を受ける者以外の者	一〇〇分の一〇	一〇〇分の六
管理職手当の支給を受ける者	一〇〇分の八以内	一〇〇分の四以内

2 へき地手当の改定

へき地手当の支給割合を次のとおり改定した。

区	分	改正前	改正後
準へき地		一〇〇分の四	一〇〇分の二
一級		一〇〇分の八	一〇〇分の四
二級		一〇〇分の二二	一〇〇分の六
三級		一〇〇分の二六	一〇〇分の八
四級		一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇
五級		一〇〇分の二五	一〇〇分の二二

3 へき地手当に準ずる手当の改定

へき地手当に準ずる手当の支給割合を次のとおり改定した。

改正前	改正後
異動等の日から起算して五年を経過する日までの間は一〇〇分の四、五年を経過した日以後は一〇〇分の二	一〇〇分の二

三 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)

一 改正の理由

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部改正による議員定数の減少に伴い常任委員会の委員定数を変更するとともに、常任委員会の名称を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 常任委員会の名称及び委員定数の変更

(一) 常任委員会の名称変更

農林委員会の名称を農林水産委員会に変更した。

(二) 常任委員会の委員定数の変更

総務委員会、生活福祉保健委員会、農林水産委員会及び建設委員会の委員定数を十一人(現行十二人)に変更した。

2 その他

(一) 広島県部設置条例の一部改正に伴う必要な規定の整理を行った。

(二) 地方自治法の一部改正に伴う必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成十九年四月三十日。ただし、2(一)の改正は、平成十九年四月一日

条例

広島県副知事定数条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第一号

広島県副知事定数条例

広島県の副知事の定数は、二人とする。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第二号

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例

(設置)

第一条 産業技術並びに保健及び環境に関する総合的な試験研究並びにその成果の技術移転を行うことにより、県内産業の振興並びに県民生活の安全及び安心の実現を図るため、広島県立総合技術研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(位置)

第二条 研究所の位置は、広島市中区基町とする。

(業務)

第三条 研究所は、第一条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一 工業、農業その他の産業に係る技術並びに保健及び環境に関する試験研究並びにその成果の技術移転を行うこと。

二 工業、農業その他の産業に係る技術に関する指導、研修、情報提供等を行うこと。

三 センターの設備を利用に供すること。

四 依頼に応じ、試験、検査、分析、鑑定等(以下「試験等」という。)を行うこと。

五 その他研究所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(センター)

第四条 研究所に、センターを置く。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
保健環境センター		広島市南区皆実町一丁目	
食品工業技術センター		広島市南区比治山本町	
西部工業技術センター		呉市阿賀南二丁目	
東部工業技術センター		福山市東深津町三丁目	
農業技術センター		東広島市八本松町	
畜産技術センター		庄原市七塚町	
水産海洋技術センター		呉市音戸町波多見六丁目	
林業技術センター		三次市十日市町	

(支所の設置)

第五条 知事は、必要があると認めるときは、研究所に支所を置くことができる。

2 知事は、前項の規定により支所を置いたときは、その名称、位置及び業務を公示しなければならない。

(職員)

第六条 研究所に、所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、知事の命を受け、研究所の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(設備の利用の許可)

第七条 センターの設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用料等の納付等)

第八条 センターの設備を利用し、又はセンターに試験等を依頼する者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

2 前項の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の種類及び額は、別表に掲げる種別及び金額を超えない範囲内で知事が別に定める。ただし、同表により難い使用料等については、実費を基準として知事が定める。

3 使用料等は、前条の利用の許可を受け、又は試験等を依頼する際に納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、これを分納又は後納することができる。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

5 既納の使用料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任規定)

第九条 この条例に定めるもののほか、研究所の内部組織その他管理に関し必要な事項は知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(広島県立工業技術センター使用料及び手数料条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 広島県立工業技術センター使用料及び手数料条例(昭和三十年広島県条例第三十六号)

二 広島県立西部工業技術センター設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第五十一号)

三 広島県立食品工業技術センター設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第五十二号)

四 広島県立林業技術センター設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第六十三号)

五 広島県立東部工業技術センター設置及び管理条例(昭和六十二年広島県条例第四号)

六 広島県立農業技術センター設置及び管理条例(平成三年広島県条例第三十三号)

七 広島県保健環境センターの利用等に関する条例(平成四年広島県条例第二十二号)

八 広島県立畜産技術センター設置及び管理条例(平成七年広島県条例第六号)

九 広島県立水産海洋技術センター設置及び管理条例(平成十七年広島県条例第八号)

(広島県立工業技術センター使用料及び手数料条例等の廃止に伴う経過措置)

(広島県立工業技術センター使用料及び手数料条例等の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の広島県立西部工業技術センター設置及び管理条例第六条、広島県立食品工業技術センター設置及び管理条例第六条、広島県立林業技術センター設置及び管理条例第五条、広島県立東部工業技術センター設置及び管理条例第五条及び広島県保健環境センターの利用等に関する条例第二条第二項の規定による許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものについては、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に附則第二項の規定による廃止前の広島県立西部工業技術センター設置及び管理条例により設置した広島県立西部工業技術センター、広島県立食品工業技術センター設置及び管理条例により設置した広島県立食品工業技術センター、広島県立林業技術センター設置及び管理条例により設置した広島県立林業技術センター及び広島県立東部工業技術センター設置及び管理条例により設置した広島県立東部工業技術センター並びに附則第十項の規定による改正前の広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）第四条の規定により置かれた広島県保健環境センターの設備を利用し、又はこれらのセンターに試験等の依頼をしている者に係る使用料等については、なお従前の例による。

5 広島県家畜人工授精料等徴収条例（昭和二十三年広島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島県立畜産技術センター」を「広島県立総合技術研究所」に、「畜産技術センター等」を「総合技術研究所等」に改める。

第二条第一項中「広島県立畜産技術センター」を「広島県立総合技術研究所」に改め、同条第二項中「畜産技術センター等」を「総合技術研究所等」に改め、同条第三項中「広島県立畜産技術センター」を「広島県立総合技術研究所」に改める。

6 県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表十三の項中「広島県保健環境センターの利用等に関する条例（平成四年広島県条例第二十二号）」を「広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県

条例第二号）」に、「第三条第二項」を「第八条第二項」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

7 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「保健環境センター」を「広島県立総合技術研究所」に改める。

（保健所における手数料に関する条例の一部改正）

8 保健所における手数料に関する条例（昭和二十七年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「広島県保健環境センターの利用等に関する条例（平成四年広島県条例第二十二号）」を「広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）」に改める。

第二条中「第三条第二項」を「第八条第二項」に改める。

（広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例の一部改正）

9 広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例（昭和三十五年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項及び第三十一条第一項中「広島県保健環境センター」を「広島県立総合技術研究所」に改める。

（広島県行政機関設置条例の一部改正）

10 広島県行政機関設置条例の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

別表（第八条関係）

一 使用料

センターの名称	種別	金額
保健環境センター	製剤機	一時間につき 四三〇円
	試験検査機器	一時間につき 四八五円
食品工業技術センター	測定機械、試験機械及び分析機械	一単位につき 六、五二〇円

東部工業技術センター	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき	二九、四七〇円	
	西部工業技術センター	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき	二九、四七〇円
	工作機械、溶接機械及び溶射装置	一時間につき	一六、八六〇円	
	試験機械	一単位につき	七、〇六〇円	
	加熱炉	一回につき	一三、六七〇円	
	試験室	一時間につき	六一〇円	
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき	二九、四七〇円	
	測定機械	一時間につき	五、〇八〇円	
	試験機械	一単位につき	二、六四〇円	
	染色整理機械	一時間につき	二、〇三〇円	
林業技術センター	紡織関係機械	一時間につき	一、九六〇円	
	工作機械及び溶接機械	一時間につき	四、二〇〇円	
	加熱炉	一回につき	八、四六〇円	
	試験室	一時間につき	一、九七〇円	
	技術者等を一定期間受け入れて利用させる設備	一月につき	二九、四七〇円	
	試験機械	一時間につき	一、八一〇円	
	測定機械	一時間につき	二、二七〇円	
	工作機械	一時間につき	二、二〇〇円	

備考

- 一 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一試料、一日又は一時間をいう。
- 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定める金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものとする。

二 手数料

センターの名称	種別	金額
食品工業技術センター	ウイルス検査	一種につき 三二、五七〇円
	無菌試験	一件につき 一〇、一四〇円
	食品衛生試験検査	一単位につき 八、六一〇円
	医薬品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物その他の化学製品及びこれらの原料並びに医療用具の試験検査	一単位につき 一〇、七〇〇円
	ポリ塩化ビフェニール及びポリ塩化トリフェニールに係る定量分析試験	一成分につき 一七、三八〇円
	温泉試験検査	一単位につき 五四、一八〇円
	環境衛生試験	一単位につき 四〇、二六〇円
	ダイオキシン類等の極微量物質に係る定量分析試験	一件につき 五六九、〇〇〇円
	その他の試験検査	当該試験検査に該当する健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより定める算定方法により算定した額の百分の八十に相当する額に百分の百五を乗じて得た額
	証明書、診断書及び鑑定書	一単位につき 七三〇円
	試験及び測定	一単位につき 二五、八七〇円
	分析	一単位につき 二三、八〇〇円
	鑑定	一試料につき 七、六五〇円
設計及び製図	一件につき 四、〇二〇円	
成績書及びその証明書	一部につき 八九〇円	
複写及び写真	一単位につき 九、二七〇円	

西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき	二九、九五〇円
	加工	一単位につき	一一、三八〇円
東部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき	三五、二二〇円
	加工	一単位につき	一一、三八〇円
林業技術センター	試験及び測定	一単位につき	一三、八〇〇円
	加工	一単位につき	一三、八〇〇円
林業技術センター	試験及び測定	一単位につき	七、六五〇円
	加工	一単位につき	七、六五〇円
林業技術センター	試験及び測定	一単位につき	四、〇二〇円
	加工	一単位につき	四、〇二〇円
林業技術センター	試験及び測定	一単位につき	九、二七〇円
	加工	一単位につき	九、二七〇円
林業技術センター	試験及び測定	一単位につき	七、一三〇円
	加工	一単位につき	七、一三〇円
林業技術センター	試験及び測定	一単位につき	七、三〇円
	加工	一単位につき	七、三〇円

備考 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一種、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点、一日又は一時間をいう。

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例をここに公布する。
平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三号

広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例

(設置)

第一条 優れた音楽、演劇、舞踊その他の文化芸術を鑑賞する機会を設けるとともに、創作、発表など県民自らの文化芸術活動を行う場を提供することにより、広く文化芸術の振興を図り、もって県民生活の向上に資するため、広島県立文化芸術ホール(以下「文

化芸術ホール」という。)を設置する。

(位置)

第二条 文化芸術ホールの位置は、広島市中区白島北町とする。

(業務)

第三条 文化芸術ホールは、次の業務を行う。

- 一 文化芸術を鑑賞する機会の提供に関する事。
 - 二 文化芸術活動等のための施設の提供に関する事。
 - 三 その他文化芸術ホールの目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- (指定管理者による管理)

第四条 文化芸術ホールの管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 前条各号に掲げる業務を行うこと。
 - 二 文化芸術ホールの利用の許可に関する事。
 - 三 文化芸術ホールの維持及び修繕に関する事。
 - 四 文化芸術ホールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受に関する事。
- 五 その他知事が別に定める業務を行うこと。

(開館時間)

第五条 文化芸術ホールの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第六条 文化芸術ホールの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において文化芸術ホールの全部若しくは一

部を休館し、又は同項の休館日において文化芸術ホールの全部若しくは一部を開館することができる。

(利用の許可)

第七条 文化芸術ホールの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、規則及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、文化芸術ホールの管理上必要限度において条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第八条 指定管理者は、施設等の利用の目的又は方法が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可してはならない。

- 一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。
- 二 施設等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- 三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- 四 文化芸術ホールの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第九条 施設等の利用期間は、引き続き七日を超えることはできない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の納付等)

第十条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、第七条第一項の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、第七条第一項の利用の許可を受けた者(以下「利用許可を受けた者」という。)がその責めに帰することができない理由により利用することができない場合その他知事が別に定める場合には、指定管理者は、利用料金

の全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用料金を減免することができる。

- 一 社会福祉事業を推進する団体が当該団体の設立の目的のために利用するとき。
- 二 小学校若しくは中学校又は幼稚園(以下この号において「小学校等」という。)の校長又は園長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児が利用するとき。
- 三 規則で定める者が過半数を占める団体が文化活動として利用するとき。
- 四 その他知事が別に定める場合

(利用料金の収入)

第十二条 第十条第一項の規定により施設等を利用しようとする者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用許可の取消し等)

第十三条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限することができる。

- 一 許可された利用目的以外に施設等を利用したとき。
- 二 第八条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- 四 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第七条第二項の規定により付された条件に違反したとき。
- 五 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させたとき。

2 前項の規定により施設等の利用の許可を取り消し、又は利用の方法を制限したことによつて、利用許可を受けた者に損失が生じることがあつても、県又は指定管理者は、これに対して補償する義務を負わない。

(遵守事項)

第十四条 文化芸術ホールにおいては、次の事項を遵守しなければならない。

一 施設等をき損し、又は汚損しないこと。

二 他人に迷惑を掛ける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。

三 指定管理者の指示に従うこと。

四 その他知事が定める事項

(禁止行為)

第十五条 文化芸術ホールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 寄附の募集

二 爆発物その他危険物の持込み

三 行商その他これに類する行為

四 宣伝その他これに類する行為

五 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(入館の制限)

第十六条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者又はこれらの規定に違反した者に対して、文化芸術ホールへの入館を拒否し、又は文化芸術ホールからの退去を命じることができる。

(原状回復義務)

第十七条 文化芸術ホールの利用者は、その利用を終了したとき(利用許可を受けた者が第十三条第一項の規定により利用の許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに利用した場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第十八条 施設等をき損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第十九条 この条例に定めるもののほか、文化芸術ホールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 知事は、前項の規定により最初に指定管理者を指定する場合に限り、第四条第一項の規定によらず、文化芸術ホールの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる者を指定管理者として指定することができる。

別表(第十条関係)

第一リハ サル室	ルーホ		区分		利用料金の範囲
	休日	平日	午前	午後	
六、三〇 〇から 一一、六 〇〇まで	七八、七 〇〇から 一四六、 一〇〇ま で	六七、七 〇〇から 一二五、 六〇〇ま で	九時から 一二時ま で	一三時か ら一六時 まで	午前・午後
八、九〇 〇から 一六、四 〇〇まで	一四五、 六〇〇か ら 二七〇、 三〇〇ま で	一〇九、 六〇〇か ら 二〇三、 四〇〇ま で	一七時か ら二一時 まで	一七時か ら二一時 まで	夜間
一一、八 〇〇から 二一、九 〇〇まで	一七二、 八〇〇か ら 三二〇、 八〇〇ま で	一五八、 八〇〇か ら 二九四、 九〇〇ま で	九時から 一六時ま で	九時から 一六時ま で	午前・午後
一五、一 〇〇から 二八、〇 〇〇まで	一七七、 九〇〇か ら 三三〇、 四〇〇ま で	一三九、 七〇〇か ら 二五九、 四〇〇ま で	一三時から 二一時ま で	一三時から 二一時ま で	午後・夜間
二〇、六 〇〇から 三八、三 〇〇まで	二四九、 九〇〇か ら 四六四、 一〇〇ま で	二二六、 一〇〇か ら 四〇一、 四〇〇ま で	九時から 二一時ま で	九時から 二一時ま で	全日
二二、一 〇〇から 四一、〇 〇〇まで	二七九、 三〇〇か ら 五一八、 七〇〇ま で	二四二、 六〇〇か ら 四五〇、 五〇〇ま で			

附属設備	録画編集室	オーディオルーム	音楽室		スタジオ	ホールサール	
			第二音楽室	第一音楽室		第三リハサル室	第二リハサル室
知事が定める範囲	〇から二、一〇 三、九〇 〇まで	〇から三、三〇 六、二〇 〇まで	〇から四、一〇 〇まで	〇から二、三〇 三、〇〇 〇まで	〇から三、七〇 六、九〇 〇まで	〇から三、七〇 六、九〇 〇まで	〇から四、八〇 八、九〇 〇まで
	〇から二、一〇 三、九〇 〇まで	〇から四、八〇 八、九〇 〇まで	〇から五、五〇 〇まで	〇から三、〇〇 三、〇〇 〇まで	〇から五、六〇 一〇、三〇 〇まで	〇から五、五〇 一〇、二〇 〇まで	〇から六、八〇 一二、六〇 〇まで
	〇から二、一〇 三、九〇 〇まで	〇から六、三〇 一〇、六〇 〇まで	〇から六、九〇 〇まで	〇から三、七〇 三、七〇 〇まで	〇から七、四〇 一三、七〇 〇まで	〇から七、〇〇 一二、九〇 〇まで	〇から八、九〇 一六、四〇 〇まで
	〇から四、二〇 七、八〇 〇まで	〇から八、一〇 一五、〇〇 〇まで	〇から九、六〇 〇まで	〇から五、二〇 〇から 〇まで	〇から九、三〇 一七、一〇 〇まで	〇から九、二〇 一七、〇〇 〇まで	〇から一一、六〇 二一、四〇 〇まで
	〇から四、二〇 七、八〇 〇まで	〇から一一、〇〇 二〇、五〇 〇まで	〇から一二、三〇 〇まで	〇から六、七〇 〇から 〇まで	〇から一二、九〇 二四、〇〇 〇まで	〇から一二、四〇 二三、〇〇 〇まで	〇から一五、六〇 二九、〇〇 〇まで
	〇から五、六〇 一〇、四〇 〇まで	〇から一一、八〇 二一、九〇 〇まで	〇から一三、七〇 〇まで	〇から七、四〇 〇から 〇まで	〇から一四、〇〇 二六、〇〇 〇まで	〇から一三、三〇 二四、六〇 〇まで	〇から一七、〇〇 三一、四〇 〇まで

備考

一 この表において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。

二 この表に定める利用時間を超えてホール、リハーサル室、スタジオ、音楽室、オーディオルーム及び録画編集室の利用をする場合は、超過時間一時間までごとに、その利用の時間帯に応じ、この表に定める午前、午後又は夜間の利用料金の範囲の額に〇・三を乗じて得た額の範囲とする。この場合において、乗じて得た額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例をここに公布する。
平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四号

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例

（設置）

第一条 県及び市町が障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てるため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 国から交付された障害者自立支援対策臨時交付金相当額は、この基金に積み立てる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

（処分）

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一

部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五号

広島県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二十一条第六項の規定に基づき、広島県留置施設視察委員会(以下「委員

会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 委員の定数は、六人とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 広島県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったことその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広島県公安委員会が定める。

附則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山